

件名【ABC 消費者情報 Vol. 103】

■「問題を検出した」とのメールが届き、利用した覚えのないサイト利用の請求をする手口が発生しています！

○携帯に届いたメールに「問題を検出しました。」と書いてあり、添付されていた URL を開くと「有料情報サイト登録履歴あり。至急連絡を。本日連絡のない場合は法的手続きをとる」と書いてあった。身に覚えがないが連絡するべきか。

■アドバイス

○「連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。電話番号やメールアドレスを知られてしまいます。個人情報を聞き出されたり、業者からの請求がさらにエスカレートするケースもあります。

○「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など利用した覚えがなければ支払わず無視しましょう。

○見覚えのないメールに記載されている URL には不用意にアクセスしてはいけません。

○不審に感じたら、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](#)